

国立大学法人東京農工大学自家用電気工作物保安規程の一部改正

国立大学法人東京農工大学自家用電気工作物保安規程を次のとおり改正する。

現行	改正	備考
<p>国立大学法人東京農工大学自家用電気工作物保安規程 平成16年4月1日制定</p> <p>第1条～第5条 省略</p> <p>第6条 電気工作物の工事、維持及び運用に関する責任の所在を明確にし、並びに指揮命令系統及び連絡系統を明確にするため、電気工作物の工事、維持又は運用に関する保安業務を執行する組織構成は、次に定めるところによるものとする。</p> <p>一 学長は、電気工作物に関する保安業務を総括管理すること。</p> <p>二 学長は、法令及びこの規程に基づく保安及び監督の職務を適確に遂行するために、各事業場ごとに電気主任技術者免状の交付を受けている者の中から、選任した電気主任技術者及び補助者を置くものとする。</p> <p>三 電気主任技術者の保安業務を補助するために、補助者を置くものとする。</p> <p>四 電気工作物に係る保安業務組織は、別に定める。</p> <p>第7条～第8条 省略</p> <p>第9条 電気主任技術者の執務は、次の各号に定めるところにより行うものとする。</p> <p>(1) 電気主任技術者が兼任する事業場に出勤するのは、電気工作物の設置、改造等の工事の場合は<u>必要の都度</u>行うものとし、その他の場合は、1月に1回以上とすること。</p> <p>(2) 電気主任技術者が出勤する時間は、1回につき4時間以上とする。</p> <p>第10条～第24条 省略</p>	<p>国立大学法人東京農工大学自家用電気工作物保安規程 平成16年4月1日制定 平成22年4月5日改正 平成26年4月1日改正</p> <p>第1条～第5条 省略（現行どおり）</p> <p>第6条 電気工作物の工事、維持及び運用に関する責任の所在を明確にし、並びに指揮命令系統及び連絡系統を明確にするため、電気工作物の工事、維持又は運用に関する保安業務を執行する組織構成は、次に定めるところによるものとする。</p> <p>一 学長は、電気工作物に関する保安業務を総括管理すること。</p> <p>二 学長は、法令及びこの規程に基づく保安及び監督の職務を適確に遂行するために、各事業場ごとに電気主任技術者免状の交付を受けている者の中から、選任した電気主任技術者及び補助者を置くものとする。<u>ただし、本学職員をもって充てることが困難な場合には、各地区の建物等の管理を委託した管理会社の従業員に電気主任技術者の業務を委託することができる。この場合において、委託者にはこの規程中の電気主任技術者に関する規定を準用する。</u></p> <p>三 電気主任技術者の保安業務を補助するために、補助者を置くものとする。</p> <p>四 電気工作物に係る保安業務組織は、別に定める。</p> <p>第7条～第8条 省略（現行どおり）</p> <p>第9条 電気主任技術者の執務は、次の各号に定めるところにより行うものとする。</p> <p>(1) 電気主任技術者が兼任する事業場に出勤するのは、電気工作物の設置、改造等の工事の場合は<u>週1回以上</u>行うものとし、その他の場合は、1月に1回以上とすること。</p> <p>(2) 電気主任技術者が出勤する時間は、1回につき4時間以上とする。</p> <p>第10条～第24条 省略（現行どおり）</p>	

<p>第25条 電気工作物の工事、維持及び運用に関する記録は、<u>別表第1から第5の定めるところにより記録し、これを3年間保存しなければならない。</u></p> <p>2 主要機器の保守記録は、<u>別表第5に定める</u>設備台帳により記録し、必要期間保存しなければならない。</p> <p>第26条～第31条 省略</p> <p>附 則 省略</p>	<p>第25条 電気工作物の工事、維持及び運用に関する記録は、3年間保存しなければならない。</p> <p>2 主要機器の保守記録は、設備台帳により記録し、必要期間保存しなければならない。</p> <p>第26条～第31条 省略（現行どおり）</p> <p>附 則 省略（現行どおり）</p> <p><u>附 則（規程第27号）</u></p> <p><u>この規程は、平成26年4月1日から施行する。</u></p>	
---	---	--